

富谷市の保育所（園）・こども園のための新型コロナウイルス
感染症対策ガイドライン〔第1版〕



令和2年11月

富谷市保健福祉部子育て支援課

目次

1	保育所（園）・こども園における基本的な取組姿勢.....	2
2	保護者への周知について.....	2
3	基本的な感染症対策の徹底について.....	3
	（1）手洗いや手指の消毒.....	3
	（2）咳エチケット.....	3
	（3）マスクの着用.....	4
4	感染症対策の留意点.....	5
	（1）子どもの健康状態の把握及び対応について.....	5
	（2）環境の消毒について.....	5
	（3）「密閉」の回避（換気の徹底）について.....	7
	（4）飲食時の対策について.....	8
	（5）昼寝時の対策について.....	8
	（6）行事等の対策について.....	8
5	職員の感染症対策.....	8
6	新型コロナウイルス感染症の感染等が発生した場合の対応.....	9
	（1）報告について.....	9
	（2）子どもや職員に感染確認または、濃厚接触者と特定された場合.....	9
7	保育所（園）・こども園における感染防止チェック表.....	11
8	参考資料（厚生労働省等リーフレット、健康観察カード）.....	12
9	保育所（園）・こども園における新型コロナウイルス感染症に係る対応フロー..	15

【引用・参考資料等】

- 保育所における感染症対策ガイドライン 2018 年改訂版（厚生労働省）
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～2020.6.16Ver.2（文部科学省）
- 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付け、厚生労働省子ども家庭局総務課少子対策総合対策室外 2 課事務連絡）
- 厚生労働省 HP、新型コロナウイルスに関する Q&A
（一般の方向け、令和 2 年 11 月 10 日時点版、医療機関・検査機関向け、令和 2 年 9 月 28 日時点版）
- 「学校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について」
（令和 2 年 7 月 9 日付け、宮城県教育委員会通知）
- 新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック 第 2.2 版
（監修：賀来 満夫 東北医科薬科大学医学部特任教授・東北大学名誉教授）
- 富谷市新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画（令和 2 年 5 月）
- 保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック 第 1 版
（全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会）

1 保育所（園）・こども園における基本的な取組姿勢

(1) 保育所（園）・こども園（以下「保育所等」という。）における新型コロナウイルス感染症の予防は、保育所保育指針に示されている子どもの健康増進や疾病等への対応と予防に基づき取り組むことが重要です。また、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所等では、一人ひとりの子どもを感染から守るだけでなく、集団全体の健康と安全を確保する必要があります。

(2) 職員は「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版、厚生労働省）」を参考に乳幼児の生活と行動の特徴及び生理的特性をよく理解した上で、子どもの健康状態に目を配るとともに、子ども自身の感染症に対する知識と防疫力を高めることも重要であり、そのため、職員自身が感染防止に資するような知識の向上に努め、保育所等における適切な感染症対策に取り組むことが重要です。

(3) 新型コロナウイルス感染症については、今後政府の発表する基本的対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえながら適宜見直しを図ります。

2 保護者への周知について

下記の事項にあてはまる場合の対応について、保護者へ保育所等からの通信など各保育所等の実情に応じた方法により周知徹底を図ります。

(1) 子どもの毎朝の健康観察を徹底していただき、発熱や風邪症状（咳・のどの痛み・だるさ・息苦しさ等）、味覚や嗅覚の異常等新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は登所（園）を避けることについて

※ 子どもの発熱時の体温は、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて、個別に判断するとし、子どもの元気な時の「平熱」よりも1度以上高い場合は欠席を要請します。

(2) 保育所等においても保育中必要に応じて検温し、発熱が認められた場合には、受入れができないこと。または、保護者に早急なお迎えを依頼することについて

(3) 過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは保育所等に登所はできないこと、解消した場合でも引き続き子どもの健康状態に留意することについて

(4) 児童や同居家族がPCR検査を実施することが決まった場合は、保育所等に連絡することについて

3 基本的な感染症対策の徹底について

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で回りの物に触れるとウイルスがつき、他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染すると言われています。

(1) 手洗いや手指の消毒

- ① 外から保育所等に入る時やトイレの後、飲食の前後、共用の遊具や道具を使用した後など、こまめに手を洗うことが重要です。
- ② 手洗いは 30 秒程度かけて、水と石鹸で丁寧に洗います。
- ③ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしない。(ペーパータオルの使用が望ましい)
- ④ 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

ただし、流水での手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用します。

- ⑤ 石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。
- ⑥ 子どもに一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。(それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。)

(2) 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他の人に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。他の人からの感染を回避するために咳エチケットを徹底するようにします。



(3) マスクの着用

活動中には、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、職員は、基本的には常時マスクを着用します。

子どもについては、子どもの体調に十分注意した上で着用させます。また、

マスクを忘れてたり失くしたりした子どもには、保育所等内での感染を予防する観点からできる限りマスクを提供することが望ましいです。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

- ① 2歳未満の子どもについては、体調不良を訴えたり、自分でマスクを外すことが困難であることから窒息や熱中症のリスクが高まるためマスクの着用は必要ありません。
- ② 2歳以上の子どもについては、子どもの状態を観察し体調が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合には、マスクを着用する必要はありません。
- ③ 十分な身体的距離が確保できる場合や屋外での活動については、マスクの着用は必要ありません。
- ④ 夏期の気温・湿度が高い中でのマスク着用については「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防に留意します。

【参考】「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

(12 ページ参照)

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです。
- 熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、熱中症への対応を優先します。
- マスクの取り外しについては、活動の態様や子どもの様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応します。
- マスクを着用している場合には、強い負荷のかかる活動は避け、のどが渇いてなくてもこまめに水分補給をするよう促します。また、適宜に休憩を入れるようにします。
- 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保します。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整します。

4 感染症対策の留意点

(1) 子どもの健康状態の把握及び対応について

- ① 子どもの受入れ時には、子どもの体調確認及び検温を行い、健康観察表で管理

します。

- ② 保育中においても、子どもの様子などを観察し、適宜検温等行います。
- ③ 保育所等において検温する場合には、できるだけ非接触式の体温計を使用します。
- ④ 受入れ時または、保育中に発熱等風邪症状が見られる場合は、速やかに保護者へ連絡し、早急に迎えに来てもらいます。
- ⑤ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、かかりつけ医に電話相談すること、かかりつけ医がいない場合や相談先がわからない場合には下記の受診・相談センターに電話するよう、保護者に伝えます。また、症状には個人差があるため、強い症状と思う場合や解熱剤などを飲み続けなければならない場合にはすぐに相談するよう、保護者へ伝えます。

（
受診・相談センター（コールセンター）
電話番号：022-211-3883、022-211-2882
受付時間：24時間対応
）

- ⑥ 保護者が迎えに来るまでの間、他の人との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

（2）環境の消毒について

子どもがよく手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。消毒は感染経路を絶つための方法として非常に有効です。

- ① 子どもがよく手を触れる場所の消毒は、塩素系漂白剤を水で薄め、環境消毒用の消毒液（次亜塩素酸ナトリウム液）を作り使用します。また、精密機器等は次亜塩素酸ナトリウムが使用できないため、アルコール消毒液を使用します。
- ② 消毒作業における留意点
 - ・ 日常的に整理整頓やごみやほこりを取る清掃を行います。
 - ・ 換気を行いながら消毒を行います。
 - ・ 共用の遊具や書籍等については、消毒作業が効率的に行えるよう工夫します。
【例】利用後に入れる消毒用の箱の用意など
 - ・ 消毒する際は一方方向に拭きます。また、金属部分は腐食する可能性があるため、水拭きします。
 - ・ 消毒はビニール手袋をして行い、消毒後は手を十分洗います。

- 塩素系漂白剤を使用した消毒液（次亜塩素酸ナトリウム液）の作り方
 - 【参考】新型コロナウイルス対策ポスター「身のまわりを清潔にしましょう。」
(13 ページ参照)

- 次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について
 - ・ 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
 - ・ 手指消毒には使用しないでください。
 - ・ 色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
 - ・ 非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
 - ・ 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしないようにします。
 - ・ 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。

- アルコール消毒液（エタノール）を使用する際の注意点について
 - ・ エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
 - ・ 揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になるため、行わないでください。

③ 手指がよく触れる主な場所

施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアノブ・引き手、窓等のノブや引き手 ・照明等のスイッチ ・水道の蛇口やレバー ・手洗い場や給湯室等の流し ・ほうき等清掃用具 ・机・椅子 ・キャビネット・ロッカー等の取っ手 ・カウンター等 ・共用のペン等 ・衣類かご
活動の部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具・器具・筆記用具等共用物品 ・電化製品等のリモコン
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・便器のふたや便座等 ・水洗レバーやボタン等 ・ペーパーホルダー ・トイレの鍵 ・壁や床
事務室等	<ul style="list-style-type: none"> ・電話機・子機、ファックス ・コピー機のスイッチ ・パソコンのキーボードやマウス、電卓 ・ポットや冷蔵庫の取っ手 ・洗濯機のスイッチ ・その他の共用の事務用品

※ 各施設に応じて適宜追加等行います。

(3) 「密閉」の回避（換気の徹底）について

- ① 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。
- ② 保育中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候、机等の配置などにより換気の程度が異なることから、活動後は窓やドアを開放し換気を行います。
- ③ 窓のない部屋は、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなど、十分に換気を行います。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮します。
- ④ エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行います。
- ⑤ 広い天井の高い部屋で活動する場合でも、換気を行います。

(4) 飲食時の対策について

- ① 昼食やおやつの前後の手洗い及び机の消毒を徹底します。
- ② 食べる準備の際はマスク着用を徹底します。
- ③ 食べる直前までマスクを着用します。着用後のマスクは、二つ折りにしてしま
うなど取扱いには留意します。また、食べ終わった子どもからマスクを着用しま
す。
- ④ 喫食する際には、飛沫を飛ばさないような工夫や配慮をします。
【例】机を向かい合わせにしない、机を前後左右最低1メートルの間隔を取る、
仕切り版の活用、会話を控える、飛沫ガードを設置するなど
- ⑤ 喫食中も換気をします。
- ⑥ 食後の片付けは、一人ひとりが自分のものだけを片付けます。
- ⑦ 職員は可能な限り子どもと別に喫食します。

(5) 昼寝時の対策について

- ① 子ども同士の口元の間隔が1メートル以上あくように工夫をします。
- ② 子ども同士が離せない場合は、足を互い違いにして配置するなど工夫します。
ただし、防災面から頭の位置に落下する恐れのあるものがないか、確認をします。
- ③ 咳や鼻水の症状がある子どもから必ず1メートル以上離します。
- ④ マスクは必ず外します。

(6) 行事等の対策について

- ① クラスタ発生リスクの3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう、
感染拡大防止の対策を講じた上で実施します。
- ② 行事や活動については、「教育的意義」と「安全面」の両面から考慮し、保育
所等の規模や保育環境を考慮し検討していきます。
- ③ 行事の意義や目的から取り組み方法を見直します。
- ④ 感染対策を講じてもなお、感染リスクが特に高いと考えられる行事や活動につ
いては取りやめる。

5 職員の感染症対策

職員においては、感染症予防に関する基本的知識の習得に努め、子どもと同様、「3
基本的な感染症対策の徹底について」を参考に、感染症対策に取り組むとともに、下記
の事項について取り組みます。

- ① 毎朝の検温や風邪症状の確認をし、健康観察カード（P14 参照）に記録する。
風邪症状が見られる場合は、医療機関で受診し、医師の判断を仰ぎます。

- ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合）、かかりつけ医または新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口にご相談することを徹底します。
- ③ 公私ともに、感染拡大地域やクラスターが発生している地域等への不要不急の外出を避けること等に留意します。
- ④ 十分な睡眠や休養、バランスと取れた食事、適度な運動等心がけ、免疫力を高めるよう努めます。

6 新型コロナウイルス感染症の感染等が発生した場合の対応

（1）報告について

子どもや職員または、その同居する家族等が新型コロナウイルス感染症への感染した場合または、下記に該当する場合は、速やかに保育所等の長及び富谷市子育て支援課に報告します。

◆ 職員について

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合）
- ② PCR 検査を受ける場合及び検査結果
- ③ 濃厚接触者に特定された場合
- ④ ②と③は同居する家族等についても同様に報告します。

◆ 子どもについて

- ① PCR 検査を受ける場合及び検査結果
- ② 濃厚接触者に特定された場合
- ③ ①と②は同居する家族等についても同様に報告します。

（2）子どもや職員に感染確認または、濃厚接触者と特定された場合

◆ 保育所等の対応

- ① 感染が確認された場合、一時的に臨時休業します
休業期間は、消毒作業や濃厚接触者の特定が完了するまでの間など保健所の指示のもと決定します。
- ② 個別の事案の状況を踏まえ、保護者への周知方法や内容は市において、各施設及び関係機関と調整し決定します。なお、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにする等、個人が特定されないように配慮の上、速やかに保護者へ連絡します。

- ③ 市または、保育所等において、施設内の消毒作業の調整を行います。
- ④ 感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が保育所等において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、協力します。

※ 保育所等では感染が確認された日の2日前からの感染が確認された日までの出席簿、出勤簿や保育日誌等により保育活動の状況を把握するなど保健所の調査及び指示に備えます。

- ◆ 感染等または濃厚接触者と特定された子ども及び職員への対応
子どもや職員の状況に応じて下表により対応します。

	状 況	出席停止、出勤停止の期間等
1	感染した場合	・ 医師または保健所の許可ができるまで
2	濃厚接触者に特定された場合	・ 感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間 ・ 医師または保健所の許可ができるまで
3	感染の疑いがある場合	・ 感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間 ・ 医師または保健所の許可ができるまで
4	発熱等の風邪症状がある場合	・ 症状が改善するまで

※ 「保育所（園）・こども園における新型コロナウイルス感染症に係るフロー」参照

7 保育所（園）・こども園における感染防止チェック表

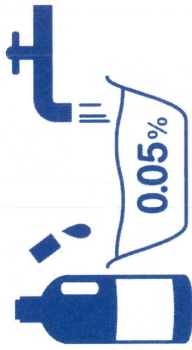
《参考》

○ 各施設において工夫して作成しましょう。

職員の出勤時	①	職員は出勤前に体調確認（検温）する。体調不良時や解熱後 24 時間以内の場合は自宅療養する。	<input type="checkbox"/>
	②	職員は入室前に手洗いやアルコール消毒をする。	<input type="checkbox"/>
	③	職員はマスクを着用する。	<input type="checkbox"/>
保育中	④	子どもを受け入れる際体調確認（検温）する。	<input type="checkbox"/>
	⑤	子どもを受け入れる際に手洗いを促す	<input type="checkbox"/>
	⑥	マスクの着用の声かけをする（マスク着用する必要がある場合については 4 ページ参照）	<input type="checkbox"/>
	⑦	換気の徹底（30 分に 1 回）	<input type="checkbox"/>
	⑧	トイレ後、外から入室する際や多くの子どもが利用する遊具等を使用した場合などこまめに手洗いを徹底する。	<input type="checkbox"/>
昼食やおやつ時	⑨	昼食やおやつなど喫食の前後に手洗いを徹底する。	<input type="checkbox"/>
	⑩	食べる直前直後のマスクの着用や喫食中のマスクの取扱いについて声かけする。	<input type="checkbox"/>
	⑪	喫食の前後はテーブルをアルコール消毒薬で拭く。	<input type="checkbox"/>
	⑫	喫食する際、飛沫を飛ばさないよう、飛沫ガードの設置や机の配置や子どもの座らせ方を工夫する。	<input type="checkbox"/>
	⑬	喫食中も換気をする。	<input type="checkbox"/>
保護者の送迎時 （部外者も同様）	⑭	送迎時はマスク着用を徹底する。	<input type="checkbox"/>
	⑮	アルコール消毒薬を玄関等に設置し消毒を徹底する。	<input type="checkbox"/>
	⑯	入室は控えてもらう。ただし、入室が必要な場合、検温するなど体調確認をする。	<input type="checkbox"/>
環境の消毒	⑰	多くの人が触れる場所や共用する遊具や事務用品等を消毒する。	<input type="checkbox"/>
子どもへの指導及び教育	⑱	手洗いやトイレ等時の並ぶ場所や位置など子どもにわかりやすい視覚的環境の工夫をする。	<input type="checkbox"/>
	⑲	子どもの発達等に応じて手洗い方法等指導する。	<input type="checkbox"/>

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
 ・換気をしてください。
 ・必ず手袋を着用してください。
 ・容器は必ず清潔な状態に保ち、商品パッケージやHPの情報をよくご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に決めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西苑/サニー/リウイン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。裏に無い場合、商品パッケージやHPの説明に当たってご使用ください。



消毒の使い方はこちら▶▶▶
こちらをクリック

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を併用する必要はありません。

手洗い	残存ウイルス
手洗いなし	約 100 万個
石けんやハンドソープで 10 秒もみ洗い後流水で 15 秒すすぐ	約 0.01% (数百個)
2 回繰り返し	約 0.0001% (数個)

(機動分庁：環境衛生課課長、80-496500-2006 から発信)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、**熱水**や**塩素系漂白剤**、及び**一部の洗剤**が有効です。



食器や箸などは、80°Cの熱水に10分間さらすと消毒ができます。※裏に注意してください。



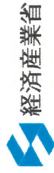
濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター・ブリーチなど、裏面に作り方を裏面しています。※目や肌への影響があり、取り扱いは十分注意が必要です。※必ず製品の注意事項をご確認ください。※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。



NITE 洗剤リスト 検索
こちらをクリック



健康観察カード（職員健康管理用）

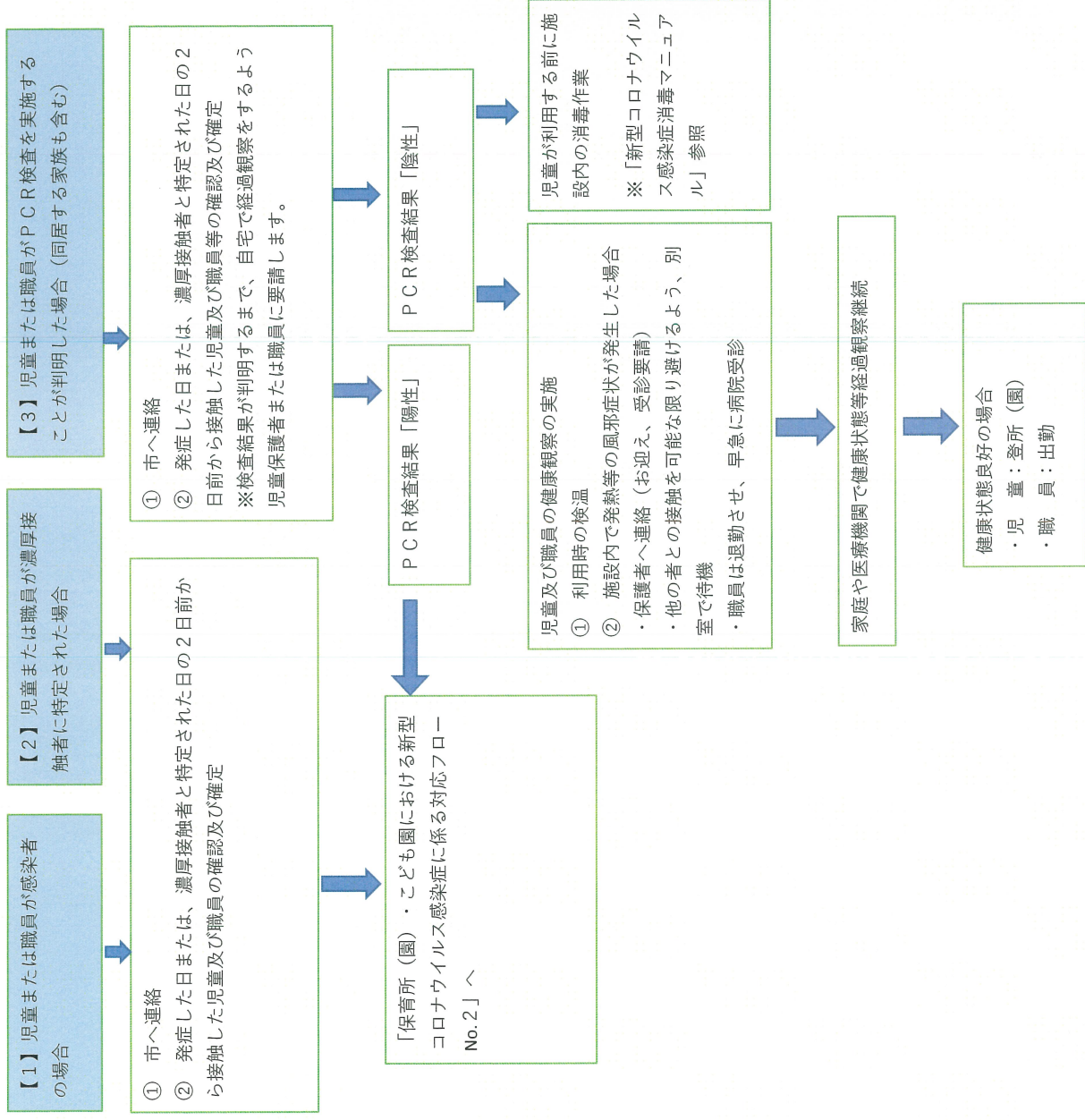
* 毎朝家庭で体温を測って記録してください。

氏名：

【平熱】 °C

月	起床時の 体温	健康状態（あてはまるところに○をつける）		備考	確認印
1	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
2	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
3	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
4	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
5	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
6	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
7	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
8	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
9	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
10	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
11	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
12	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
13	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
14	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
15	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
16	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
17	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
18	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
19	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
20	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
21	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
22	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
23	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
24	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
25	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
26	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
27	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
28	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
29	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
30	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		
31	°C	良好	風邪症状, 発熱, 倦怠感, その他（ ）		

9 保育所（園）・こども園新型コロナウイルス感染症に係る対応フロー【No.1】



【濃厚接触者とは】

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は距離の近さと時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

「厚生労働省、新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）より」

9 保育所（園）・こども園における新型コロナウイルス感染症に係る対応フロー【No.2】

